

議会だより

Report of City Assembly

33号

平成23年10月発行

赤かて 白かて
平和保育園

目次

議会報告 条例改正・予算等	2～5
総務文教常任委員会報告	5
民生常任委員会報告	5
建設経済常任委員会報告	5
意見書	6

一般質問	6～13
閉会中の調査事件	14
議員の賛否表(9月定例会)	15
議会日誌・編集後記等	16

元気のある希望の持てる

東かがわ市へ

若者定住促進事業始まる

施行期日

平成23年10月1日

※平成28年3月31日まで
の期限立法

※交付申請の受付開始
日は平成23年12月1
日とする。

補助の対象者

満40歳以下の者

補助金の額

住宅取得費の5%とする。
ただし、以下のと
おり上限額を設定する。

住宅を新築する場合
又は建売住宅を購入す
る場合、契約相手方が

市内事業者のときは上
限を100万円、市外
事業者のときは上限を
90万円とする。

中古住宅を購入する
場合、上限を50万円と
する。

平成23年度9月補正

2,500万円

答

賃貸の場合は一時的に住まわれるという
場合が考えられる。
定住という部分の意
味合いが薄れていく。
今回は、持ち家の取
得に対する財政支援
に絞った。

問

厳しい経済状況の
中で若者が中古住宅、
新築住宅を取得する
ことは厳しいが、そ
こで賃貸の人に対し
ても補助という意見
は無かったのか。



住宅用太陽光発電 システム 設置費補助金助成

施行期日

平成23年10月1日

(予定)

対象となる設備

太陽電池モジュール、
架台、接続箱、直流側
開閉器、インバータ、
保護装置、発生電力量計、
余剰電力販売用電力量計
によって構成される太
陽光発電設備。

補助金の額

市ー1kwあたり
5万円(上限10万円)

(参考)

県ー1kwあたり
2万円(上限8万円)

国ー1kwあたり
4.8万円(上限479,520円)



問

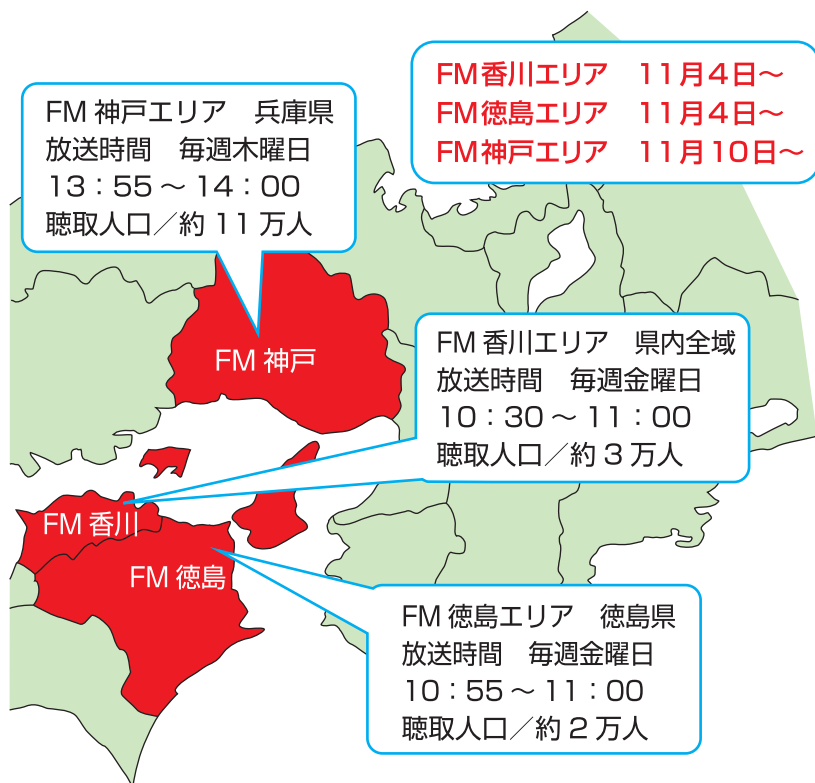
県への補助申請は
国への申請が条件と
なると思うが本市の
場合も同様か？

答

本市の場合はその
条件は設けていない。

東かがわの魅力を発信

広く東かがわ市をPR



事業年度
平成23年10月～平成24年9月（1年間の見込）

事業目的
ラジオ放送という情報発信媒体を通じて、本市の観光等を中心とした各種情報を発信し、県内外のラジオリスナーに本市の魅力を幅広くPRすること。

想定する番組内容
市内観光施設情報、市内イベント情報、市内の元気な企業の声等。

事業費
平成23年度9月補正 930万円
（香川県緊急雇用創出基金事業補助金 県100%出資事業）

問 想定する番組内容の中に市内観光施設の情報というのがあるが、この機会に市内名所旧跡等をしつかり把握して、ここで情報提供したらどうか。

答 名所旧跡については、関係各機関から情報をもらい資料収集して、放送にあたりたい。

問 火葬炉の費用は入っているのか。

答 入っていない。

問 既設の炉も新しい炉も両方稼働中に工事があるが利用者への配慮はどうなるのか。

答 音のする工事は、利用時間帯を外してもらえように考えている。来られる方が危なくないような車の配慮も考えている。

大内斎苑建設へ向け

スタート

今回の斎苑では市内で初めて

ペット用の炉を設置

2億1、840万円

可決

鉄筋コンクリート造
（一部鉄骨造）2階建
延床面積706・87㎡
建築面積611・10㎡
※ペット炉に関しては、全ての工事が終わった後に運用が開始される。



大内斎苑完成予想図

平成23年度補正予算(7件)

審議された議案

☆一般会計

議案第3号(原案)可決

平成23年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ、12億7,469万5千円を追加し、補正後の予算の総額を168億8,539万2千円とするもので、総務費の一般管理費では、庁舎に係る具体的事業の着手に向けての調査設計に係る費用、財産管理費では、前年度繰越金確定額のうち9億112万6千円を財政調整基金と減債基金積立金に積み立てるものを計上。

民生費は、平成22年度事業精算に伴う国への返還金を計上するほか、白鳥温泉施設の耐震診断業務に要する費用の計上。

衛生費では、五名地区飲料水供給施設の水源調査及び、引田地区簡易給水施設の撤去に要する費用を計上。

農林水産業費では、サトウキビの安定供給に係る費用として、加工・業務用農産物安定供給事業補助金439万7千円、単独土地改良事業対象箇所増加に伴う市単独土地改良事業補助金を増額計上。

土木費では、普通河川、下水道ポンプ施設の維持管理費用を計上。

消防費では、台風等の災害に対応する災害対策費を増額計上、市民への防災対策として、全国瞬時警報システムからの情報を告知放送端末に自動送信するための費用を計上。

教育費では、大川中学校校区学校再編事業に伴う用地購入費、家庭教育力サポート事業費を増額計上。

公債費においては、民間資金借入のうち高利率のものを繰上償還するために前年度繰越金2億4,444万8千円を充当し、市債残高の削減を図るもの。

議案第3号(修正動議)否決

平成23年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)について

原案のうち総務費の一般管理費で庁舎に係る具体的事業の着手に向けての調査設計に係る費用200万円を除いたものを提出したもの。

議案第14号 可決

平成23年度東かがわ市一般会計補正予算(第4号)について

歳入歳出それぞれ、798万6千円を追加し、補正後の予算の総額を168億9,337万8千円とするもので、台風12号等により被災した箇所の応急処置に要した費用、災害復旧事業の設計委託費について計上したもの。

☆特別会計

議案第4号 可決

平成23年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第5号 可決

平成23年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第6号 可決

平成23年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第7号 可決

平成23年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第8号 可決

平成23年度東かがわ市商品券事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第9号 可決

平成23年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について

請願(1件)

審議された議案

請願第1号 採択

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書について

漁業者が国産水産物を安定供給し続けるために、軽油引取税免税措置の意見書提出を求める請願書。

報告(4件)

報告された議案

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分の報告について

(1) 東かがわ市湊(国道11号)での本市職員による人身及び物損事故の相手方に対する損害賠償額を決定したもの。

(2) 東かがわ市横内での本市職員による物損事故の相手方に対する損害賠償額を決定したもの。

(3) 引田スポーツセンター内の水路での事故に対する損害賠償額を決定したもの。

報告第2号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告について

報告第3号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告について

報告第4号

東かがわ市教育委員会の事務の点検及び評価について

承認(1件)

審議された議案

承認第1号 承認

専決処分の承認を求めることについて(東かがわ市税条例の一部を改正する条例)

地方税の一部改正に伴い、東かがわ市税条例について、市長の専決処分により所要の改正を行ったことの承認を求めたもので、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ並びに市民税にかかる不申告に関する過料の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの。

施行期日 平成23年10月1日

条例制定(1件)

審議された議案

議案第1号 可決

東かがわ市若者定住促進条例の制定について

施行期日 平成23年6月30日

条例改正(1件)

審議された議案

議案第2号 可決

東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

スポーツ基本法の施行に伴う特別職の職員の名称を変更するもので、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に変更するもの。

施行期日 平成23年10月1日

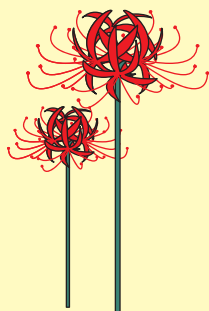
平成23年
9月
定例会

審議された議案と結果

9月定例会(第4回)は9月6日に開会し22日に閉会しました。

審議された議案は、報告4件を受け、請願1件を採択、承認1件を承認、条例制定1件、条例改正1件、補正予算8件(修正動議1件除く)、その他3件を可決、人事2件の同意、発議1件を可決しました。

また、平成22年度決算の認定10件については、決算審査特別委員会を設置し継続審査となりました。



その他(3件)

審議された議案

議案第10号 可決

工事請負契約の締結について
(平成23年度東かがわ市大内斎苑建築工事)

議案第11号 可決

市道路線の変更について

市道国体記念道路線の終点を引田字梶谷
927番地1から引田字辻田1257番地2に変更
するもので、延長602mが1,140mとなるもの。

議案第12号 可決

財産の取得について(大川中学校区学校再
編事業学校施設用地)

大川中学校区学校再編事業学校施設用地と
して財産を取得するため、議会の議決を求め
たもの。

取得する財産 土地 3,344.99 平方メートル

人事(2件)

審議された議案

諮問第1号 同意

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ
とについて

入野山 木村 具微子
任 期 平成24年1月1日から
平成26年12月31日

議案第13号 可決

東かがわ市監査委員の選任について

白 鳥 岡本 憲治
任 期 平成23年10月1日から
平成27年9月30日

発議(1件)

審議された議案

発議第1号 可決

漁業用軽油等にかかる軽油引取税の免税等
に関する意見書について

総務文教、民生、 建設経済常任委員会

報告

平成23年度一般会計補正予算
(第3号) について

総務文教常任委員会

問 庁舎の設計委託料200万円があるが、
説明で具体的に入っていくということであ
る。

今まで調査をしていたのは、分庁舎方
式にしていくなのと統合庁舎にする場合と
のメリット、デメリットを調査するとの
ことであった。それら調査結果について
市民や議会にも報告があるべきと思うが。

答 庁舎の関係は、これまで内部で協議し
た資料、また過去に議会と共に検討した
資料、現在の状況でもう少し絞った形の
ものを検討資料として作成するための調
査で、実施設計や基本設計ではなく、専
門的な分野での知識を入れるための委託
料で、そこには投資費用の比較、維持管
理費の比較も考えた資料の作成である。
市民の方や議会にも示せる資料となる。

民生常任委員会

問 住宅用太陽光発電システム設置費補助
金について、県の補助との関係は。

答 今回は、市単独事業であり県は県の申
請、市は市の申請で分けている。

問 白鳥クリーンセンターの保全工事、完
成して1年もたっていないのになぜか。
傾斜地に土を盛った部分の土が流れた。
その手当の工事である。

平成23年度国民健康保険事業、平成23年
度介護保険事業、平成23年度介護サービス
事業、それぞれ特別会計補正予算について
質疑はなかった。4議案とも討論はなかつ
た。

建設経済常任委員会

問 白鳥温泉の耐震診断について。

答 白鳥温泉は老朽化している。耐震診断
の結果によっては議員各位に運営方針に
ついての協議をお願いする。

問 FMラジオ放送の番組内容の中に市内
観光施設の情報というのがあるが。

答 名所旧跡を関係各機関に問い合わせて
詳しい情報を放送する。

問 農業振興費の加工業務用農産物安定供
給事業費補助金、サトウキビの組合は何
名なのか。

答 14名である。

問 林業費のGISシステムについて。

答 このシステムを導入すると、情報が市
の方へ入るので森林整備計画、森林計画
図の精度が高いものができる。

問 農業集落排水構造物に民地の部分が、
あるのはなぜか。

答 所有者と立会して境界確定したが、国
道11号バイパスの確定測量との誤差が出
てきた。

漁業用軽油等にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税になったことに伴い、従来、道路使用に直接関係をもっていない等の理由により設けられていた免税制度が大きく変更され、農林漁業における燃油に係る軽油引取税については、法改正後も平成24年3月31日までの間は課税免除の措置が継続されているが、その廃止は今後の農林漁業経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。

また、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免除・還付措置については、これまで多数次の延長措置が講じられてきたが、この免税等措置が平成23年度をもって終了した場合や、新たに負担増となる地球温暖化対策税についても、燃油への依存が強い農林漁業経営にさらなる負担を強いることとなり、地域経済全体に対して大きな影響を及ぼすことが懸念される。

我が市の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の経済への大打撃に加え原発事故の風評被害も懸念され、漁業経営はより深刻の度を深めている。

よって、国会及び政府におかれては、国民に対する水産物、農産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる農林漁業者の経営安定を維持するために、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、左記の燃油税制にかかる措置の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 農林漁業に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 2 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 3 地球温暖化対策税については、農林漁業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講じること。特に、燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月22日

東かがわ市議会
議長 田中 貞 男

提出先

内閣総理大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿
農林水産大臣殿

環境大臣殿
衆議院議長殿
参議院議長殿

一般質問

庁舎問題について



大森 忠明

問

庁舎調査設計委託料200万円が計上されている。公共施設耐力度調査報告書で、大内庁舎東棟と西棟及び白鳥庁舎南棟の3棟については、構造上危険な状態にある建物と判定されている。今、南海地震等が懸念される中、先日、これまで想定されてなかった沖合の地域も併せて動く「4連動」の巨大地震が起きる可能性があるとの研究結果を東大地震研究所が発表した。

そのため、私も新庁舎は建設すべきと考えるが、建設するのであれば、市民の理解を得るよう努める。そのためには、一、市民の安全対策と市民福祉の向上のため。

二、合併特例債の適用を受ける。（事業費の約7割交付税算入）

答

三、人件費等の節減で予算の効率化を図り、市民福祉充実に（統合庁舎にすれば、職員を削減できるため、約35億円もの経費を節減できる。）などを説明したうえ、現在の白鳥庁舎北棟と連携できる新庁舎を建設し行政組織の効率化をはかるべきと考える。

香大教授を座長とする行政改革有識者会議を設置して、庁舎の現状や今後の対応について、専門的な検討を行い建議書が提出された。

その中で、「非効率的な3庁舎方式」はやめ、組織運営の効率化と合併特例債を受け、将来的に多額の財政負担がないよう指摘された。

私も、白鳥庁舎北棟を活用した統合庁舎が自然であると考え、他の案とも比較し、住民サービスの向上等にも配慮し、早期の具現化を目指したいと考えている。

人材の活用について



橋本 守

問

組織の活性化には、人材の活用が不可欠である。東かがわ市に於いては、人事考課を実施しているが、どのような効果を上げているのか。また、職員の意欲を喚起する方策として提案制度を設けてはどうか。

答

人事考課、すなわち、評価の効果についてであるが、個人能力に係る評価期間を6か月周期とし、繰り返し行うことで、職員の向上心を誘い、やる気を起こさせるように努めている。

このような評価とそのフィードバックにより、職員の適正や様々な能力を把握することができ、人事配置にも生かしている。2点目の提案制度についてで

あるが、人事評価制度のうちの、目標管理制度において、目標達成を目指し励んでいるところである。

職員個々からの提案については、日頃から上司に提案しやすい環境を保つことを心がけ、具体的に募集する事案がある場合など適宜活用したいと考える。

問

平成16年に出されている人材育成基本方針の中で、一般職は採用後、年間に、総務部、市民部、事業部、教育委員会のうち3部門を経験させ、その後能力適性に応じた職務への重点的な配置を行うとあるがどの程度の実施がなされているのか。

答

初任者の異動について、採用後10年までの職員、出先は除きますけれども、ほとんどの職員が2つ以上の部署を経験している。

空き家の適正な管理対策について



楠田 敬

問

近年、全国的に空き家が増加しているが、近隣住民が不審者の侵入などの不安を抱いたり、樹木の繁茂や住宅の破損による飛散などの迷惑を受けたたりすることになり、防災・防犯上の観点から問題になっている。こうした中、所沢市では「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」を策定し、効果が現れている。そこで3点伺いたい。

①本市の空き家の現状をどの様に把握しているのか。②市民からの空き家に対する相談とその対策はどのようにしているのか。③「空き家等の適正管理に関する条例」などを制定しなければ、相談を受けても有効な効果が得られにくいと思うが、条例の制定をする考えはないか。

答

①本市の空き家率は12%で香川県の平均16%より低い状況にあるが、増加傾向にあると思われる。今後の対策が必要と考えている。②空き家の倒壊など危険な建物として相談を受けた件数は、合併後6件であり、具体的な空き家対策は講じていないが、近隣住民から相談があれば、生活環境の苦情対応として市民生活相談員、防犯・防災面から総務課、建築的見地から建設課や県の建築指導主事、また、その建物に隣接する公共施設管理者などが総合的に対応をしている。③防災、防犯、道路管理等の観点から、何らかの対策が必要であると強く感じている。今後も、空き家対策に関する条例制定も視野に入れ、他の自治体の対応事例の効果を検証するとともに、県や国での空き家対策の法的検討や仕組みづくりを強く要望し、住民の不安を取り除くために対応していく。

自治基本条例の制定について



鏡原 慎一郎

問 現在議会では議会基本条例の制定に向けて取り組んでいる。その中で、市民、行政、首長、議会の役割や責務を明確化する必要性を強く感じている。その所を明確化し、参加や協働のための原則などを定めたものが自治基本条例であるが、これは、市長が言っている市民参加型のまちづくりの基本になるものだと考えるが制定をするつもりはあるのか。又、以前には平成18年から制定を目標に調査研究していると答弁しているがそれから5年が経ちどのようなになっているのか具体的に

答 他団体の事例を参考に調査研究し、本市における条例制定までの作業スケジュールや条例の骨子の試案を作成した。自治基本条例は地方自治体の憲法といわれることがあるが、何人かの市民に集まって、条文案を作成したというだけでは、単なるパフォーマンスで終わってしまうということになりかねない。引き続き、先進の団体の条例制定による成果の把握に努め、今後の取組みの検討材料としてと考えている。

問 是非作成した作業スケジュールや条例の骨子の試案を議会へも提示していただきたい。

答 あくまでも内部資料として作成したもので提示する事は出来ない。

問 市長にいただいた答弁は以前（平成21年）からまったく変わっていない。検討するとは言っているが本当に制定するつもりはあるのか。

答 現段階ではない。

鳥獣被害対策を全力で



滝川 俊一

問 農林水産省は、平成23年予算の概算要求で、鳥獣被害防止の為に鳥獣被害緊急総合対策として22年度の5倍となる113億円を盛り込んだと聞いたが、本市もこれから実りの秋、各地において、特にイノシシ、サルの被害に遭いスイカ、サツマイモ、カボチャ、ぶどう

等農作物の被害をたくさん聞いている。又田んぼの土手を、壊され直すのに、何十万円も費やしたとの被害も出ている。被害防止対策を、より積極的に取り組むのか。地域に見合った施策を実施すべきと思うが、市長の見解を伺う。

答 質問のとおり、鳥獣による被害が増大する中、

国は平成23年度予算において、鳥獣被害緊急総合対策として、平成22年度の5倍の113億円の予算を計上している。この事業は、地域の協議会が事業主体となつて実施するもので、本市においては、平成23年度その対策事業の中のソフト事業として、東かがわ市農作物被害防止対策協議会が事業主体となり、イノシシ等捕獲用箱わな購入事業を実施することとしている。市単独事業としてもイノシシ等捕獲用箱わな購入、また、有害鳥獣から農作物を守るために、防護柵等を設置するための材料費に係るものに対しても助成をしている。平成22年度からは、市民が狩猟免許を取得する際、その費用に対しても助成をしている。今後も猟友会、市農作物被害防止対策協議会と連携を図りながら被害防止に努めているので、ご理解をいただきたい。

「合併の検証」と今後の計画について



木村 ゆみ

問

東かがわ市は、来年合併10年の節目を迎える。今後の総合計画を策定する上で「合併の検証」は欠かせない。客観的な視点で今日までの市政を評価し、未来につなげなければならぬ。現時点で、特に合併効果が現れた分野、事業等は何か。

答

合併の最大の効果はスケールメリットである。95名の職員削減や給食センターの統合は、わかりやすい成果だといえる。また、学校の再編事業や情報通信基盤整備事業などである。

問

新市建設計画の中で、できなかった事業は何か。また、できなかった理由は何か。

答

79事業のうち18事業が完了、一部完了及び継続中が48事業、未着手が13事業である。未着手の事業は、県との連携が必要なものと、事業の効果の点から着手に至っていないものが。

問

10年目となる24年度で実施する事業は何か。

答

基本構想には3つのシンボルプロジェクトとして「高度情報ネットワーク整備事業」、「コミュニティ活動推進事業」、「シビックコア整備事業」を掲げていたが、新庁舎の建設が実現に至っていない。プロジェクトの完遂を優先課題と位置づけ努力していく。

問

詳細な「合併の検証」の時期、及び、新たな基本計画策定のタイムスケジュールは。

答

来年度に市民へのアンケート調査を実施し、その中で合併の成果も分析したうえで、平成25年度中にビジョンを策定する。

新庁舎建設について



大田 稔子

問

東かがわ市は、合併して既に8年が経過している。合併特例債を活用する期間も、あと僅かになっている。すでに調査費の予算が組み込まれているが、これまでどの様な取り組みをしてきたのか。

答

優先すべき新市の大型事業を中心に実施してきた。庁舎建設について、庁舎整備ワーキンググループを設置し市民サービスの影響や行政組織の効率性、市財政への影響について研究を行った。10月下旬をめどに、検討資料の取りまとめを行っている。

大内庁舎は、すでに危険建物を

と判定されている。取り壊し後の行政サービスは、市民の利便性を確保する為に必要な対策を考えている。

問

対案として住民サービスの向上の為、大内庁舎跡地に、窓口業務以外に、とらまる図書館の移動、コミュニティセンター、金融機関を併設するなどの考えはないか。

答

10年20年先を見て行う事は大事である。今後、具体的な事は、これまでより便利で良くなったと感じられるよう前向きに取り組む。

問

庁舎建設は、市民に周知、説明、理解を求めるべきではないか。

答

市としての資料を出し、市民に広報等で示していく予定である。

町並み保存条例の制定について



渡邊 堅次

問

東かがわ市では、町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつある。歴史的風致が失われる現状としては、所有者の高齢化や維持管理に多くの費用と手間がかかることが考えられる。特に、東かがわ市が観光拠点にしている引田の讃州井筒屋敷周辺は、香川県でも注目を浴びている古い町並みが、残っている地域である。東かがわ市の観光事業の発展のためにも、町並み保存条例を制定していく計画はあるのか。

答

保存条例の制定を行うには、現状での歴史的建造物等がどの程度保存するか、どの範囲を保存地区とするかなど、基礎調査による保存区域の

決定を行うとともに、対象地区全戸の住民の同意が必要となる。

さらに、保存地区に指定されると、歴史的風致と調和するよう、外観整備等の保存修理事業、そして増改築に規制がかかることとなり、経費の負担だけでなく住民の理解も必要となる。

このようなことから、町並み保存条例の制定は、現状のところに難しいと考えている。

現在、本市では、引田の町並みに残る歴史的建造物を保存する一助とするために、国の登録有形文化財に関して、面的でなく、点在する登録に傾注し、平成15年度には、かめびし屋醬油蔵など18棟、平成21年度に旧引田郵便局・日下家住宅など5棟、平成23年度に松村家住宅・長崎家住宅8棟の計31棟、7軒が登録されており、住民への歴史的建造物の文化財的価値の理解、啓発に努めているところである。

東日本大震災被災地への支援と 教訓を学び災害に強い東かがわ市を



東本 政行

問

私は、8月19日から5日間福島県南相馬市へ救済ボランティアに参加した。津波被害の大きさと原発放射能被害の深刻に驚くと共に、被災地への支援の必要性を改めて痛感した。東かがわ市からも市民に救済物資を募集し、東日本の被災者に直接届けるボランティアを派遣してはどうか。今こそ助け合うことが大切である。

近い将来に、東かがわ市を大地震が襲うことは確実である。後で「想定外だった」と言うことは許されない。市の防災対策を東日本大震災規模(M9.0)以上を想定したものに抜本的に改める必要がある。「瀬戸内海の津波は小規模だろう。」の思い込みは危険である。(1)地震津波の専門家、避難研究者を

迎えて学習会の開催、(2)体の不自由な方などの避難所の確保、避難タワー建設の検討。(3)日常的に防災意識を持つための海拔標示の設置を急ぐ。(4)液状化現象、ため池決壊対策、(5)市民の避難訓練と共に、子どもたちへの防災教育、避難訓練が特別重要と考えるがどうか。

答

東日本へのボランティアについては、引き続き、社会福祉協議会が登録募集している。

現在、津波の被害想定について国と県で見直し作業を進めており、その結果をふまえ、対策を再検討していく。避難で一番大事なのは、「地震が発生すれば、沿岸部の市民は、高いところに避難する」を徹底すること。海拔表示は、引田は行い、白鳥、大内地区に今後設置していく。保育所、幼稚園は月1回程度の訓練、小中学校も学校ごとの避難マニュアルを作成中である。

定住自立圏について



矢野 昭男

問

高松市は、近隣5町とつくる定住自立圏について、行財政の効率化や圏域内の内需拡大等の利点を強調した上で、「共通の生活圏を形成しているさぬき市、東かがわ市と協定締結に向けた協議を開始する」とし、圏域拡大に向け積極姿勢を示しているが、本市にとって将来のあり方にも影響すると思うが、市長の基本姿勢を伺う。

答

生活圏として、交流関係のある近接地域との連携は、大変重要であり「瀬戸内・高松広域定住自立圏」への参加について、検討しているところである。本市の通勤・通学者の1割以上が、高松市へ通っており、近接自治体で行政機能を補

完し合って、生活機能等の強化を図ることは、今後のまちづくりを進めるうえの有効な施策であり、早期に協定締結に向けた協議を開始したいと考えている。具体的に連携して取り組む項目や事業については、今後協議を通じて検討していくこととしているが、総務省が定める定住自立圏構想推進要綱に掲げる「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの分野のうち、一つ以上について実施するものとされており、今後の本市にとってメリツトが生じる事業を選択し、利便性の高い魅力ある住みよいまちづくりに関与するよう連携していきたいと考えている。今後の予定としては、市議会との調整も図りながら、年度内に協定に係る議決をいただくとともに連携する事業に係る経費について、来年度当初予算に計上し具体的取組を始めたいたいと考えている。

市政運営について（庁舎問題）



井上 弘志

問

新庁舎建設の根拠として行政改革と防災拠点の機能性を挙げているが、具体的な説明を伺う。

答

庁舎を統合すれば、職員の人件費削減と庁舎間の移動に伴う経費、庁舎の維持管理費も削減出来る。市庁舎は災害発生時の本部となり、被災者支援、復興の拠点となる。市民サービスも一カ所で済む。

問

経費削減というが、建替えと補強して現状維持との金額的な差異が示されていない。市民・議会に対する説明責任を果たしていない。本庁舎・大内・引田と別れているから良い。本庁舎に一本化すれば大内・引田庁舎周辺の人の流れが全く無くなり、益々街が寂れる。危機管理の面からも、庁舎、職員のリスク分散という点でも良い。なぜ、一本化するのか。

答

市民サービスの面で、一箇所ですべての機能が完結し、どの地域の市民にも距離的

に公平となる。

問

大内、白鳥本庁舎については、耐力度調査を実施しているが、耐震診断は、行っているのか。

答

取り壊しを前提としたために、耐震診断はしていない。

問

報告書では、白鳥南棟、は問題なし。大内西棟、4433点、一階の水平耐力の評価が低い。東棟、4095点、構造耐力上は問題ない。と書かれている。少し基準点（5000点）を下回っているだけである。財政厳しき折、基準点になるよう、耐震補強すればよい。建替えるのか。

答

耐震補強しても、耐用年数が大幅に伸びるものではない。

問

合併特例債が利用できる内に建設すべきとの議論があるが、間違っている。裏付けの交付税制度が完全に担保されているわけではない。今、新庁舎が必要とは思わない。

答

合併特例債を最大限使わせていただきたい。

防災行政無線の整備について



中川 利雄

問

現在市内では、ほぼ全世界に告知端末器が設置され、緊急放送を早く聞く事ができるようになった。しかし想定以上の災害の場合、ケーブルの切断等のトラブルにより告知ができなくなる可能性があり、また屋外でいる時も放送を聞く事ができない。その為にも無線通信による緊急放送設備が必要であると思う。東北大震災で多くの人が助かったのも無線通信による緊急放送設備であった。市民の安全を守る周知方法としては是非必要である。

本市の防災行政線の整備計画について伺う。

答

現在、地域防災無線は、市内にサイレン吹鳴局を33局設置している。大災害が発

生した場合、告知端末器は、断線などにより使用できない場合もあると考える。しかし、サイレン吹鳴に関しては、無線システムであるので、庁舎の無線設備や、中継基地局が無事であればサイレン吹鳴は可能である。また災害発生時の携帯電話回線混雑による通信が困難な場合でも、地域防災無線を使用し、情報収集や伝達を行うことが出来る。

東日本大震災時に、「同報系防災行政無線」を使用した、「高台に避難して下さい」という映像は鮮明に記憶に残っており、本市にとっても津波は脅威であるが同報系防災無線は、未整備である。

地震が発生した場合では、津波から身を守るために高台に避難する、といった意識付けを、今後も自治会や自主防災組織を通じて、積極的に啓発したい。同報系無線は、今後も研究していきたい。

人権問題学習参加を入札点数に加算することについて



鈴江代志子

問

平成23年度人権問題学習講座が5回開催された。

「入札参加登録業者」約100名にはこの参加状況が、企業評価点数に加味されるとし、各企業の積極的な参加を求めている。「市建設工事指名競争入札参加者資格審査における総合点数算定要領」では主観点数に、

市が主催する人権に関する研修、講演会の受講状況に基づき算出された点数が5点を上限として加算されるよう示されている。他の「工事成績」や「技術力」、「法令違反等」又、「ISO（国際標準化機構）」に基づいて算出した数値で入札参加資格審査をすることは業者にとっても当然なことと思うが、人権講座の受講を入札の点数に加味するこ

答

とは、全く建設工事とは無関係であり、算定要領からは、はずすべきである。

入札審議会が導入を決める際、意見が分かれたと聞くが、どんな議論となったのか。どう考えるか。やめるべきでないか。

平成23・24年度の入札参加資格申請の登録更新に伴い、総合点数算定要領の見直しを行ったところである。企業の社会的責任を考慮し、加点することは今後も続けていきたい。

入札審議会の議論は、建設工事の技術的観点からは、導入は控えるべきとの意見もあったが、本市が主催する人権問題研修に参加することの加点は、大きなウエイトを乗せておらず、企業の社会的責任を考え、妥当であると判断をした。

市の会計におけるバランスシートとコスト計算について



大藪 雅史

問 市の会計に於いてバランスシートや損益計算書はあるのか。各部署の事業におけるコスト計算はどうしているのか。

答 現在採用している会計は、単式簿記であり、この目的が、与えられた予算の年度内の執行状況を明確にすることである。しかし近年、現在の資産、負債状況が把握できるよう、また費用対効果が明確になるように複式簿記の企業会計の手法を導入する公会計制度も整備しております。普通決算にかかる財務書類として貸借対照表いわゆるバランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書や資金収支計算書の4表を作成し公開している。資産については、各部署で維持管理のため

必要な台帳を整備しているがそれには、公正な価格を表記することになっていない。道路や土地建物の資産評価は何の役にも立たない。市債残高、基金残高、実質公債比率等で市の財政を示している。

問 バランスシートは貸借対照表と考えず残高一覧表と考える方がよい。例えば庁舎は今すぐ統合庁舎にする方が先々の負担が軽くなるということだが、企業が資産（設備投資）を増やす場合は収益を上げる事が前提である。行政は市民へのサービスだけを目的とした事業であるので、その投資が市民にどのようなサービスの向上を生むのか、行政の収入源は税金しかなく、合併特例債にしても市税か国税かの違いで増税に繋がることにならない。財務状況を把握し、後の世代に負担をかけるないようにするべきではないか。

答 将来に負担を残さないように考えていく。

指定管理について



石橋 英雄

本市では、いろいろな施設を指定管理制度を利用して、管理運営している。そこで次の項目について伺う。

問 指定管理を実施して5年以上経過した施設や2年前後の施設等々あるが、その成果と反省点について伺う。

答 概ねスムーズに制度利用が出来ており、現段階で支障を来す事例はないが、今後施設の性質を考慮して実情に合った管理制度への見直しを図っていく。

問 指定管理を実施している施設は大きく分けて、スポーツ施設、福利施設、文化施設、その他施設、または二つ以上の目的を持つ施設など多種多様であるが、その位置づけにより将来老朽化などで、廃止すべきもの、建て替えてでも存続すべきものがあるがいかがか。

答 三町が合併した為に、目的の重複する施設が複数存在している。いずれの施設も老朽化が進んでくるので、市全体のバランス、施設の必要性も考慮し、廃止も含め検討している。

問 今後見直したい施設はないか。例えば、引田パークゴルフ場は、施設管理の大部分を占める人件費をプレイヤー兼、無報酬のボランティアに頼りきりである。近々開催予定の東かがわ市指定管理者選定審議会での審議内容に是非とも加えていただきたいがどうか。

答 引田パークゴルフ場は地域密着型の今注目のスポーツ施設となっている。指定管理委託料を拠出せず、施設の維持管理と運営にあたってはボランティアスタッフの協力を得ながら行っている。当該施設については、大池オートキャンプ場での導入が成功しているように、利用者の皆様で施設を管理運営できる環境づくりや、利用者が利用しやすい施設運営に努めていく。

閉会中の調査事件

〈調査項目・現地視察〉

総務文教常任委員会

- 1、県立大川体育館について
- 2、放課後子どもプランの運用状況について

- 3、庁舎の耐震性について
- 4、市の防災計画について

調査年月日

平成23年8月1日

○県立大川体育館について

平成3年、県において建設され、地域スポーツの拠点として、また、とらまる公園の中核施設として、そして、災害時の広域避難所として大きな役割を果たしているが、多様化する住民ニーズの的確な対応と、一層の運営の効率化を図るため、地元の主体的、機動的な運営管理が必要であるとして、県より譲与の申し出があったため。

○放課後子どもプランの運営状況について

引田小学校での現地調査と実施状況報告

○庁舎の耐震性について

引田、白鳥、大内庁舎への現地調査と庁舎の耐力度調査報告

○市の防災計画について

今後、市民の防災知識の習得、自主防災組織の支援強化や情報伝達体制の整備等についての報告

民生常任委員会

- 1、幼稚園、保育所の現状と今後の方向性について

調査実施年月日

平成23年8月4日

○東かがわ市の幼保一元化等の経緯

平成16年8月に幼稚園と保育所の今後の在り方について検討する幼保一元化等検討委員会を設置、平成18年3月同委員会が建議書を市長に提出、平成18年6月東かがわ市就学前教育・保育推進協議会が発足、平成20年3月最終答申書提出。

主な内容は、将来的には中学校区を単位に就学前施設を各1か所にする。大内地区から優先的にし引田、白鳥地区とすすめる。引田の平和保育所、小海保育所共に古いので、できるだけ早い時期に一本化に進める予定だが、地元の住民感情も考慮する。



平和保育所



小海保育所

建設経済常任委員会

- 1、排水施設等の状況について
- 2、飲料水供給施設の状況について

調査実施年月日

平成23年7月27日

資料説明を受けた後、横内雨水ポンプ場、中川排水機場、白鳥東部排水機場、松原ポンプ場、大瀬飲料水供給施設、の順に現地にて詳細説明を受け、帰庁後、質疑応答を行った。

問 災害にそなえて老朽化している施設は、順次改修している。職員は運転や操作を把握しているのか。

答 経済課では注意報発令時、警報発令時、道路冠水のおそれがある警報発令時、3段階に分けて、注意発令時には、グループリーダーと、農水振興グループ4名、農水工務4名でやっており、ポンプの操作ができる。

問 各所管排水機場、この区別はどうなっているのか。

答 上下水道課の所管では、基本的に雨水を外へ排水する。財源は、国土交通省からである。お金の出どころと排水の目的等により所管が分かれている。

問 新しく排水機場の要望はあるのか。
今のところない。

議員の賛否表

9月定例会

会 議 名	平成 23 年																															
	第 4 回 定 例 会																															
	9 月 6 日採決				9 月 22 日 採 決																											
可決 否決の別	承認	可決	可決	同意	採択	可決	否決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	同意	可決	可決													
議 案 名	承認第1号	議案第2号	議案第11号	諮問第1号	請願第1号	議案第1号	議案第3号		議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第12号	議案第13号	議案第14号	発議第1号													
	専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市税条例の一部を改正する条例)				市道路線の変更について		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書について		東かがわ市若者定住促進条例の制定について		平成23年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)について		平成23年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について		平成23年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について		平成23年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について		平成23年度東かがわ市商品券事業特別会計補正予算(第1号)について		平成23年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について		工事請負契約の締結について(平成23年度東かがわ市大内斎苑建築工事)		財産の取得について(大川中学校区学校再編事業学校施設用地)		東かがわ市監査委員の選任について		平成23年度東かがわ市一般会計補正予算(第4号)について		漁業用軽油等にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書について
議 員 名								修正案	原案																							
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
鈴江代志子	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○													
東本 政行	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○													
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—													
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
田中 孝博	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
池田 正美	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
橋本 守	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													

※ ○は賛成 ●は反対 —は採決に加わらなかった者です。

※ 議長(田中貞男)は可否同数の場合のみ表決権があります。

※ 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 木村具微子 氏

※ 議案第13号 東かがわ市監査委員の選任について = 岡本憲治 氏

議
会
日
誌

7月

27日 建設経済常任委員会
議会運営委員会
議会基本条例検討協議会

8月

1日 総務文教常任委員会
民生常任委員会
議会運営委員会
議員研修(議会報告会について)
議会基本条例検討協議会
全員協議会
議会運営委員会

9月

6日 本会議
7日 総務文教常任委員会
8日 民生常任委員会
9日 建設経済常任委員会
議会基本条例検討協議会
議会運営委員会
本会議(一般質問)
本会議(台風15号により延会)
本会議(一般質問)
議会広報編集特別委員会

10月

6日 議会広報編集特別委員会
議会広報編集特別委員会
議会広報編集特別委員会
議会広報編集特別委員会
決算審査特別委員会
決算審査特別委員会
決算審査特別委員会

議会基本条例制定に向け協議を再開

改選前の議会運営委員会で検討され、素案の作成までに至っていた本市の「議会基本条例(案)」の検討は、4月の選挙で新たに選出された5名の議員を加え、新たなスタートを切った。

7月7日・8日には、京都市京丹後市及び綾部市において議会改革・議会基本条例について全議員による視察研修を行った。

トが提出され意見交換が行われた。また、研修後の議会運営委員会において、今後は基本条例制定に向け集中的な議論の場が必要であるとの考えから「議会基本条例検討協議会」(11名で構成)を立ち上げ協議することとなった。議会報告会の手法について、より研修を深めたいとの意見を受けて8月19日、京丹後市の議会報告会を視察研修し、現在、本市の「議会報告会要綱(案)」の策定を進めている。

議会広報編集特別委員会

阿南市議会だより編集委員会
視察研修で来庁

平成 23 年 8 月 29 日

議会だよりの編集方法について阿南市議会より10名の方々が来庁された。

多項目について質疑を受け、又意見交換も行い、受ける側としてもよい研修の機会となった。



編集後記

今年、東日本大震災をはじめ、自然の偉大さ、そして、恐ろしさを改めて認識させられました。先日の台風15号では東かがわ市においても多くの被害が発生しております。被害にあわれた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回の議会広報編集特別委員会では議会だよりの掲載の方法や市民の皆様に分かりやすく伝える為にはどうすればいいかの議論が熱く繰り広げられました。そして、今回の議会だよりはこれまでとは手法を変え、議会でも多く議論されたポイントや市民の皆様により近い、より密接な議案に焦点をあて掲載しています。まだまだ未完成の議会だよります。より良いものを作るため委員全員で頭をひねりながらがんばっております。今後も市民の皆様への情報発信ツールの一つとして、そして、市民の皆様の情報源として皆様から必要とされる議会だよりの作成に努めていきたいと思っています。



(S・K)

市民の皆さん
議会を傍聴してみませんか。